

令和4年度における経済産業省の中小企業者に関する契約の方針

令和4年10月
経済産業省

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和4年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

- (1) 令和4年度の経済産業省における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、全体として67.3%、金額が約103億円になるよう目指すものとする。
- (2) 新規中小企業者向け契約目標については、「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和4年8月26日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、まずは国等全体として引き続き3%以上を目指す」と定められている。
このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率については、3%以上を目指し、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。
- (3) 本方針に定められた措置等を推進するため、平成27年10月に中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、同年11月、推進本部の下に、新規中小企業者官公需推進ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置したところ。令和4年度も引き続き、推進本部及びWGの下、官公需施策の総合的かつ円滑な推進を図る。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、経済産業本省、各経済産業局、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁の調達部局（以下「調達部局」という。）は、次の事項について取り組むこととする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮
 - ① 中小企業・小規模事業者との契約において、納期・工期の柔軟な対応を行う

- とともに、速やかに代金の支払いを行うよう努めるものとする。
- ②契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費、輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況又は原材料費、輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。
 - ③入札の公正性、透明性及び競争性に留意しつつ、案件ごとの事情を勘案した上で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加機会の確保が図られるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオンラインでの会議等を最大限活用することや、入札参加者等と資料のやりとりをする際はメールや郵送等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。
 - ④あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記するとともに、これに要する経費を算出し、契約金額へ適切に反映させるものとする。
 - ⑤契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

(2) 官公需情報の提供の徹底

- ①一般競争及びオープンカウンター方式（少額の随意契約）による発注に関連する情報については、ホームページへの掲載の他、メールマガジン等の広報媒体を活用した情報発信に努める。
- ②事業者に見込み可能性等を持たせるため、年間発注予定表を策定し、ホームページへ掲載する。

(3) 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- ①中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるように、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、質問の受付対応や必要に応じてオンラインによる説明会を実施し、入札までの期間を十分に確保する。
- ②オープンカウンター方式による調達案件について、政府電子調達（G E P S）を利用した見積書の提出を可能とする。
- ③著作権等の知的財産権が含まれる印刷製造の発注等に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努めるものとする。また、契約に当たっては調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。
- ④契約の内容等に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮する。

(4) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

(5) 中小石油販売業者に対する配慮

- ①国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、例えば、一般競争においては、当該協定を締結していることや国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有することなど適切な地域要件の設定を行うことにより、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。
- ②災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ③災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

(6) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するため、次の事項について取り組むこととする。

- ①最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）を反映させた適切な予定価格を作成する。
- ②入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。
- ③人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることとし、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど適切に対応する。

(7) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ①公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
- ②物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- (1) 調達部局は、類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないように特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。
- (2) 調達部局は、契約相手が新規中小企業者であるときは、必要に応じて、国における競争契約参加資格の取得、調達ポータル・政府電子調達（G E P S）への利用申請を促すものとする。
- (3) 調達部局は、一般競争入札による場合、競争参加者の資格の設定に際し、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、下位等級者の参加が可能となるよう努めるものとする。
- (4) 調達部局は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、調達ポータル等を利用し、可能な限り新規中小企業者の競争の参加に努めるものとする。
- (5) 推進本部及びWGは、新規中小企業者であって官公需への参入の可能性があるものに対して、必要に応じて、国における競争契約参加資格の取得、調達ポータル・政府電子調達（G E P S）への利用申請を促すものとする。また、こうした新規中小企業者のリストを作成して、調達部局へ提供する。
- (6) 大臣官房会計課は、経済産業省における新規中小企業者の官公需への参画実態を調査、分析し、改善策を検討する。
- (7) 大臣官房会計課は、各調達部局において契約した新規中小企業の契約情報を収集し、各調達部局に共有する。
- (8) 中小企業庁取引課（各経済産業局においては中小企業課）は、官公需適格組合制度について、調達部局に対してより一層の周知を図る。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大

に関し必要な事項

- (1) 調達部局は、第1(1)(2)で掲げている目標の達成に資するよう努め、年2回程度、契約実績（新規中小企業等の内訳を含む。）を大臣官房会計課へ報告する。その際、目標に達していない又は達する見込みがない調達部局は、その理由及び改善策等を付して報告することとする。
- (2) 大臣官房会計課は、調達部局の優良な取り組みを収集し、他の調達部局及び所管独立行政法人へ共有する。
- (3) 中小企業庁取引課は、経済産業省以外の各省各庁及び公庫等における新規中小企業者との契約の増加に資するよう、必要な情報を提供する。